

関係各位

大阪府住宅供給公社  
契約グループ  
TEL 06-6203-5407

**令和3・4・5年度  
建設工事等入札等参加資格審査申請の受付〔追加5回目〕について**

大阪府住宅供給公社(以下「公社」)では、公社が行う公社住宅、大阪府営住宅等の建設工事・保全工事等の競争入札及び随意契約に参加しようとする者を、あらかじめ審査・認定し登録しています。

このたび、令和3・4・5年度の登録に係る入札等参加資格審査申請(以下「申請」)の追加受付を、下記のとおり実施します。

今回の申請受付は、追加で実施するもので、既に令和6年3月31日迄の参加資格を有している方は、今回の申請は必要ありません。

記

1. 今回登録の有効期間

令和5年8月1日～令和6年3月31日

2. 申請書の配布・提出

(1) 配布・提出期間

(配布) 令和5年5月11日(木)午前10時～令和5年6月12日(月)午後5時  
(提出) 令和5年5月11日(木)～令和5年6月12日(月)

(2) 配布方法

公社ホームページよりダウンロード方式

(3) 提出方法

受付は、郵送のみ〔提出期間最終日迄の消印有効〕(持参不可)  
※ 郵送方法(簡易書留等特定記録が残る方法により)

(4) 配布書類の内容

- ① 本案内書
- ② 入札等参加資格審査申請書
- ③ 工事・業務経歴
- ④ 技術者名簿
- ⑤ 記入要領
- ⑥ 別表(申請書記入用コード表)
- ⑦ 送付先(印刷票)
- ⑧ 提出書類の確認・郵送から資格審査結果までの流れ

4. 工事及び業務の対象範囲

- (1) 公社が発注する工事(建設工事、保全工事、用地整備工事)
- (2) 公社が委託する業務(設計・監理、調査、測量、保守点検等業務)
- (3) 公社が委託する業務(貯水槽清掃、浄化槽清掃及び管理)

## 5. 申請業種

次の23種類(15業種 8業務)のうち、申請できるのは、1者につき1業種(業務)のみです。

区分	業種数 (業務)	業種 (業務)
建設工事	15	①土木一式 ②建築一式 ③とび・土工・コンクリート ④電気 ⑤管 ⑥舗装 ⑦塗装 ⑧防水 ⑨内装仕上 ⑩機械器具設置 ⑪電気通信 ⑫造園 ⑬建具 ⑭消防施設 ⑮解体  (注) 申請できる業種は、「経営事項審査」を受けている業種に限ります。
測量・建設コン サルタント等	6	①測量 ②地質調査 ③建築設計・監理 ④設備設計・監理 ⑤建設コンサルタント ⑥補償コンサルタント
その他	2	①貯水槽清掃 ②浄化槽清掃及び管理

(注) 登録業種(業務)の変更は、1年度間に1回限りとします。

ただし、指名後及び一般競争入札参加後の業種変更は、当該年度中はできません。

## 6. 申請に必要な資格要件

### (1) ①「建設工事」での申請者

申請の業種について、令和5年度 大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者  
又はその見込みがある者 (令和5年7月1日認定分までを有効とします)

### ②「測量・建設コンサルタント等」での申請者

申請の業務について、令和5年度 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争  
入札参加資格を有する者又はその見込みがある者 (令和5年7月1日認定分までを  
有効とします)

③「その他」での申請者 : 大阪府の入札参加資格は必要ありません。

### (2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア. 成年被後見人
- イ. 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ウ. 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ. 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ. 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ. 破産者で復権を得ない者
- キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ク. 大阪府又は当公社で入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。(会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(4) 入札等参加資格審査申請書(添付書類等を含む)中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった者でないこと。

- (5) 建設工事で申請する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。  
 測量・建設コンサルタント等、その他（貯水槽清掃・浄化槽清掃及び管理）で申請する者は、営業に関し必要な登録を受けている者であること。
- (6) 建設工事で申請する者は、大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。  
 測量・建設コンサルタント等、その他（貯水槽清掃・浄化槽清掃及び管理）で申請する者は、大阪府の区域内に営業所を有する者であること。  
 （注）支店（営業所等）で登録申請の場合は、大阪府の登録と同じ支店（営業所等）で申請してください。但し、申請された支店（営業所等）の実態等が確認出来ない場合は、競争入札等で落札されても契約を締結できません。
- (7) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(2)キに掲げる者を除く）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(2)キに掲げる者を除く）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(2)キに掲げる者を除く）でないこと
- (8) 申請区分の15業種8業務のうち、複数の業種（業務）に申請していない者であること。

## 7. 申請に必要な書類

### (1) 「建設工事」で申請の場合

- ア. 入札等参加資格審査申請書  
 イ. 申請時点で有効な建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書（写し）  
 ウ. 申請時点で有効な経営規模等評価結果通知書（写し）  
 エ. 令和5年度 大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果（写し）※1

### (2) 「測量・建設コンサルタント等」または「その他」での申請の場合

- ア. 入札等参加資格審査申請書  
 イ. 営業に関し必要な登録証明書等（写し）又は 現況報告書（写し） ※2 下記別表 参照  
 ウ. 申請する者が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの、写し）  
 （注）個人の場合は、必要ありません。  
 エ. 令和5年度 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査結果（写し）※1  
 （注）「その他」で申請の場合は不要です。

（注）事業協同組合として登録申請の場合は、何れの申請区分についても、上記の必要書類に加えて、「定款」、「役員名簿」、「組合員名簿」を添付してください。

※1. (1)(2)の「エ. 令和5年度 大阪府競争入札参加資格審査結果」は、大阪府のホームページで、次のURLから取得できます。

[http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080\\_0510](http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080_0510)

〔大阪府電子入札システム → 入札参加資格について → 入札参加資格者名簿〕

### ※2. 別表

#### 「測量・建設コンサルタント等」

業務種別	登録証明書等	発行者等	備考
測 量	測量業者登録証明	国土交通省(地方整備局)	

地質調査	地質調査業者現況報告書	国土交通省(地方整備局)	
建築設計・監理	建築士事務所登録証明書	(社)大阪府建築士事務所協会	
設備設計・監理	建築設備士登録証	(社)建築設備技術者協会	個人資格
	設備設計一級建築士証	(社)日本建築士会連合会	
	CATV 技術者証 又は 有線テレビジョン放送技術者証	(社)日本 CATV 技術協会	
建設コンサルタント	建設コンサルタント現況報告書	国土交通省(地方整備局)	
補償コンサルタント	補償コンサルタント現況報告書	国土交通省(地方整備局)	

(注)「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」は、登録証明が発行されない場合、地方整備局長あてに提出した『確認済』の押印がある最新の「現況報告書」(各登録規程に定める現況報告書)の写しを提出してください。

#### 「その他」

業務種別	証明書等	発行者	その他
貯水槽清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	大阪府知事等	申請時に証明書の登録期間が有効であること
浄化槽清掃・管理	浄化槽保守点検業登録証	大阪府知事等	

### 8. 書類審査及び登録通知書の送付

申請書類受付後、書類審査を行い、大阪府の入札参加資格を有していることを確認した上で、「登録通知書」を令和5年7月下旬に郵送します。

※ 申請区分中「その他」の業務は除く。

### 9. 申請書受付登録に関する注意事項等

- (1) 申請書は必ず簡易書留等配達確認ができる方法で郵送してください。  
(注) 受領のお問い合わせは不可
- (2) 公社から申請書の内容について確認させていただくことがありますので、申請書の写し、本案内書等を保管し、対応いただけるようにしてください。
- (3) 郵便事情によるトラブル（郵送したが届かない等）について、公社は一切責任を負いません。
- (4) 今回、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」で申請し、登録されても、登録有効期間内に、大阪府で入札参加停止、入札参加資格認定の取消等の処分があれば、公社においても適用します。なお、公社からの処分通知は行いません。
- (5) 建設工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）の等級は、大阪府に準拠します。
- (6) 登録完了後、登録内容に変更があった場合は、すみやかに所定の「変更届」を提出してください。また、業種変更を希望される場合は、所定の「登録業種変更申請書」を提出してください。  
※ 所定の様式は、公社ホームページよりダウンロードしてください。

以上